

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 493

令和2年7月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

第9回通常総会を開催

—令和元年度決算報告が承認される— —— 2~3

税務署だより —— 4~5

都税事務所だより —— 6

事務局だより —— 7

※7月号は8ページになります。



▲「夏詣」湯島天満宮 鷹鷲千帆里



▲「根津宮永町-夏」根津 河口安喜子

本郷法人会第9回通常総会を開催

—決算報告を承認—

第9回通常総会が6月15日(月)午後3時30分より東京ガーデンパレス「高千穂の間」で開催された。総会は田中元浩総務委員長の司会で始まり、まず、物故会員の方々に対して黙祷を捧げた後、定数報告がされた。続いて橋立弘紀会長のあいさつ並びに感謝状の贈呈式を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から感謝状

の贈呈式は急遽中止とした。また、議長に橋立会長を選出、議事録署名人に平出信隆氏と小安昭十氏を選出して議事に入った。第1号議案「令和元年度決算報告承認の件」は熊谷昌之財務委員長が詳細に説明した後、議長が採決をした結果、反対はなく承認可決された。



▲あいさつをする橋立会長



▲決算報告及び予算報告をする熊谷財務委員長



▲事業報告及び事業計画報告をする吉田久夫副会長



▲閉会のことばをする五十嵐正樹副会長

令和元年度 事業報告

平成31年4月1日から令和2年3月31日

活動の概況

本年は公益社団法人への移行8年目であり新公益法人制度の下、全法連が新たに制定した法人会の理念である「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努め、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎました。

その中で特筆すべき事項は次のとおりです。

- ① 税法等研修会として「国税及び地方税」に関する改正事項について、年2回説明会を開催いたしました。その内、1回は青年部会6月研修会として、令和元年度税制改正のあらまし並びに消費税軽減税率制度の注意点について森川兆憲郎 席調査官より解説をしていただきました。
- ② 税を考える週間行事の一環として、本郷税務連絡協議会との共催により、署長講演会を開催し飯島寛仁署長より「税務行政の将来像(スマート税務行政の実現に向けて)」と題して税務手続のデジタル化や税務相談の効率化・情報システムの高度化の取組みについてお話を伺いました。
次に、東京小売酒販組合本富士支部並びに本郷間税会との共催で「酒税法とワインを楽しむ基礎知識」を開催し、酒税法に関しては神田税務署 齊藤正幸酒類指導官よりまた、ワインの基礎知識についてはアサヒビール(株)新宿支店の天野真副支店長よりスペインワイン「アイラム」とチリワイン「アルパカ」の品種の違いについて説明を受けました。
- ③ 決算法人説明会と併せて軽減税率制度説明会を署の松尾卓調査官を講師に毎月開催いたしました。
- ④ 青年部会では未来を担う管内の公立小学校9校の6年生を対象にした租税教室を実施し、税金に関心を持ってもらうことや社会のためにどのように使われているかなど正しく理解してもらうことを目的に毎年「租税教室内容検討会」で協議し、新たな教材や趣向を凝らした指導方法を展開しており、駕籠町小学校・昭和小学校・根津小学校・千駄木小学校では公開授業として児童だけではなく保護者の方に対しても「法人会の租税教室」を広く広報いたしました。
- ⑤ 女性部会では租税教育活動の一環として、国税庁の後援をいただいている「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、税金が毎日の生活の中や社会でどのように使われているか、税について関心を深めて頂くとともに図工学習にも貢献するため実施しており、今年度は管内9校より675点の応募がありました。
なお、作品の中より税務署長賞・法人会会長賞・文京区長賞・文京都税事務所長賞・女性部会長賞ほか優秀賞が納税表彰式に於いてご披露されたほか、入選作品が文京区民ひろばに展示されました。
- ⑥ 源泉部会が中心になり、年末調整説明会のほか、労務セミナーを開催し重要改正法など身近な労務事務について説明

会を開催いたしました。

また、源泉基礎講座を年3回開催し、税制改正事項や源泉所得税に関する適正な取り扱いについて研修会を行いました。

⑦ 会員増強活動に関しては、支部別加入目標を50社と定め役員、関係機関とも一丸となって推進して参りましたが、依然と経済環境の厳しさが続き、結果46社に留まり純増には至りませんでした。

なお、本年3月5日に新会員の方々を対象とした税務研修会並びに名刺交換会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ご参加いただく皆様方の健康面、安全面を考えやむを得ず中止(延期)といたしました。

⑧ 定例の研修会、地域貢献事業、委員会、支部活動につきましては概ね例年のとおり実施されました。

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,720,971	29,186,996	533,975
流動資産合計	29,720,971	29,186,996	533,975
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	8,814,390	12,580,860	-3,766,470
支部交流活動引当資産	6,500,000	6,500,000	0
周年行事引当資産	6,000,000	6,000,000	0
事務強化引当資産	2,594,048	1,394,048	1,200,000
特定資産合計	23,908,438	26,474,908	-2,566,470
(2) その他固定資産			
電話加入権	115,000	115,000	0
敷金・保証金	480,400	480,400	0
その他固定資産合計	595,400	595,400	0
固定資産合計	24,503,838	27,070,308	-2,566,470
資産合計	54,224,809	56,257,304	-2,032,495
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	264,592	220,713	43,879
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	334,592	290,713	43,879
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,814,390	12,580,860	-3,766,470
固定負債合計	8,814,390	12,580,860	-3,766,470
負債合計	9,148,982	12,871,573	-3,722,591
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	45,075,827	43,385,731	1,690,096
一般正味財産合計	45,075,827	43,385,731	1,690,096
(うち特定資産への充当額)	(15,094,048)	(13,894,048)	(1,200,000)
正味財産合計	45,075,827	43,385,731	1,690,096
負債及び正味財産合計	54,224,809	56,257,304	-2,032,495

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

納税を猶予する「特例制度」 (無担保・延滞税なし)

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下の①②いずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。
- ② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月を経過する日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係は以下の国税庁のホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

“書類の送付先”が変わっています！

令和元年7月から「税務署事務処理センター」において本郷税務署の一部の内部事務を集約して処理しています。

本郷税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いいたします。

送付先

税務署事務処理センター
〒110-8655
東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署（本郷税務署）を変更するものではありません。

ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり本郷税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり本郷税務署で行います。（税務署事務処理センターでは行っていません。）
- 電子申告（e-Tax）は、これまでのとおり本郷税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署及び本郷税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

税務署でのご相談は「事前予約」をお願いします！

- 国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。まずは、電話で相談日時をご予約ください。

本郷税務署 TEL 03-3811-3171

※ 自動音声に従って「2」を選択していただきますと、交換手におつなぎします。

中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を税制面から支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

○中小企業者向け省エネ促進税制について

- ・千代田都税事務所（法人事業税班・個人事業税班） 03(3252)7141
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03(5388)2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03(5388)2969

○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03(5990)5091

スマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。

詳細は、主税局HPをご確認ください。



詳細は

都税 すまほ

検索

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

地方税はインターネットでラクラク申告！

電子申告・電子納税等をご利用ください！



詳しくはこちらから

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

<https://www.eltax.lta.go.jp>



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

【利用手続についてのお問い合わせ】

ヘルプデスク Tel.0570-081459 (ハイソコ)

(上記電話番号でつながらない場合 Tel.03-5521-0019)

平日 9:00～17:00 (土・日、休日、年末年始を除く)

事務局だより

公式Facebookページ開設

このたび、本郷法人会公式Facebookページを開設しました。日頃行事のご案内やご報告、法人会の社会貢献活動などご紹介ご案内していきたいと思っております。ぜひご覧ください。



いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会



公益社団法人 本郷法人会
@hongo.houjinkai · ローカルサービス



メッセージを送信

ホーム レビュー 写真 基本データ その他 ▾

いいね! 🔍 ...

—新会員のご紹介—

① (株) 東洋塗装

西片 1-17-10
塗装工事業

3813-2358

② (株) ホスピタルネット

本郷 3-26-6 NREG 本郷三丁目ビル 5840-0877
電気・通信機械器具

③ (株) BELIEF-Corporation

西東京市泉町 6-15-15
建築工事

042-458-0921

法人会無料相談会

皆さまにもっとお気軽にご利用いただけるようインターネットを利用した、相談会を開設準備中です。準備整い次第、ご案内させていただきます。

我社の一言 PR

- ☞ 団体名：(株) BELIEF-Corporation
- ☞ 所在地：東京都西東京市泉町 6-15-15
- ☞ 代表者：瀧澤 拓也
- ☞ TEL：042-458-0921 FAX：042-430-9688

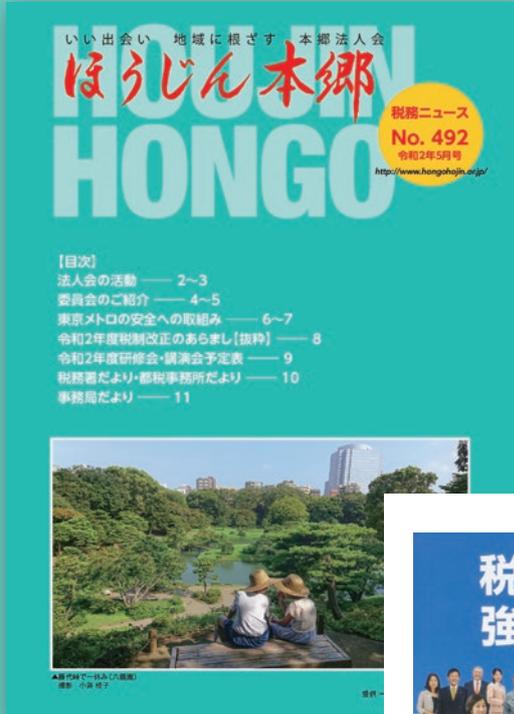
宜しく、お願い致します。

7月号 編集後記

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の政府による自粛要請が6月19日に解除され国内は少しずつですが通常の生活を取り戻そうとしている中、東京に置いては111人(7月5日現在)に上る新たな感染者が確認され危機感を持って日々を送られている会員の皆様が多いと存じます。7月号については令和2年度の湯島天満宮例大祭をお知らせする予定でしたが感染拡大防止対策として、お祭りが中止となり、更に法人会事業も中止が多くなったため残念ながら12ページから8ページに減らしての発行となりました。早期に新型コロナウイルス感染が終息し皆様に従来の情報発信が出来るよう願っております。(小能大介 記)

ほうじん本郷

広告掲載のご案内



発行部数
1,400部

このスペースに掲載する広告を募集しております

広告募集

▶ 広告掲載イメージ(裏表紙)



判 型	A4判・発行部数1,400部、隔月(奇数月)	
配布地区	本郷税務署管内の法人会員・官公庁	
入稿方法	データ	
掲 載 料	裏表紙	1ページ・カラー (W180mm×H250mm) 4万円(税別)
		1/2ページ・カラー (W180mm×H120mm) 2万円(税別)

[お問合せ・お申込み先]

本郷法人会事務局(広報委員会) TEL: 03-3812-0595 E-mail: info@hongohojin.or.jp